

# 高砂市運賃協議会設置要綱

## (設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、運賃等の協議を行うため、高砂市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務について協議又は調整を行うものとする。

(1) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃等に関する事項

## (組織)

第3条 協議会を組織する委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 市職員
- (2) 当該路線等を定めようとする一般乗合旅客運送事業者の代表者
- (3) 神戸運輸監理部長又はその指名するもの
- (4) 市長が住民の意見を代表する者として指名するもの

## (会長)

第4条 協議会に会長を置き、市職員をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

## (会議)

第6条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

## (会議の公開)

第7条 協議会は、原則公開するものとする。ただし、会長が認めるとき、又は協議会が公開しない旨を決議したときは、この限りでない。

## (庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市創造部都市住宅室都市政策課において処理する。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

## 附 則

この規程は、令和6年2月14日から施行する。